

## 宮古市

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
8月24日	<p>1 災害対策について            (1) 国道の抜本的な防災対策について            平成28年台風第10号（以下「台風第10号」という。）及び令和元年東日本台風（以下「東日本台風」という。）による被害を踏まえ、全力で取り組みを進めています。            つきましては、災害に強い基盤整備をはじめ、次の事項について要望します。</p> <p>(1) 国道の抜本的な防災対策について            一般国道45号、宮古盛岡横断道路及び一般国道340号の「復興道路」及び「復興支援道路」について、以下のとおり要望します。</p> <p>1 台風第10号及び東日本台風被害を踏まえ、整備促進に向けた必要な予算を確保すること。</p>	<p>一般国道45号をはじめとする復興道路等については、令和2年度当初予算において、必要な予算が確保されており、全線完成するよう国に対し要望しています。</p> <p>また、宮古盛岡横断道路及び一般国道340号については、東日本大震災津波発災後、県の復興計画において「復興道路、復興支援道路」にそれぞれ位置付け、災害に強い道路ネットワークを目指し、交通あい路の解消や、橋梁耐震補強を推進しており、復旧・復興事業に必要な予算についても、事業が完了するまでの間、支援を継続するよう国に要望しています。(B)</p>	沿岸広域振興局	宮古土木センター	B : 1
8月24日	<p>1 災害対策について            (2) 宮古盛岡横断道路の整備について            台風第10号及び東日本台風による被害を踏まえ、全力で取り組みを進めています。            つきましては、災害に強い基盤整備をはじめ、次の事項について要望します。</p> <p>(2) 宮古盛岡横断道路の整備について            令和2年度に直轄による新規事業化となった田鎖墓目道路に加え、以下のとおり要望します。</p> <p>1 箱石から達曽部間について早期事業化すること。加えて、道の駅（やまびこ館）へのアクセスについて、利便性の向上を図ること。</p>	<p>一般国道106号については、宮古盛岡横断道路として、現在、国直轄により3工区で規格の高い道路の整備が進められ、今年度は田鎖墓目道路が国直轄により新規事業化になったところです。</p> <p>箱石から達曽部間についても、事業化に向けた調査を推進するよう、令和3年度政府予算提言・要望等において国に対して強く働きかけているところです。</p> <p>また、箱石から達曽部間に位置する道の駅（やまびこ館）へのアクセスについても、利便性の向上について検討していきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	宮古土木センター	B : 1

8月24日	<p>1 災害対策について  (3) 河川の適切な維持管理について  台風第10号及び東日本台風による被害を踏まえ、全力で取り組みを進めています。  つきましては、災害に強い基盤整備をはじめ、次の事項について要望します。</p> <p>(3) 河川の適切な維持管理について  県が管理する河川の適切な維持管理のため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 近年多発する豪雨等災害に備え、河川流下能力の向上につながるよう土砂浚渫や流木の除去のほか、抜本的な河川整備をすること。  2 砂防堰堤について、砂防施設点検結果を踏まえた、適切な維持管理を行うこと。  3 河川水門施設に係る老朽化調査を実施し、改良、改修が必要な施設について、必要な予算を確保のうえ、早急に対応すること。  4 河川水門操作者の安全を確保するため、スルース型水門の自動開閉型へ改良すること。</p>	<p>1 河川の維持管理について、県では、「河道掘削・立ち木伐採の年次計画」等に基づき、住宅密集地域や被災履歴のある箇所など優先度の高い箇所から順次対策を進めており、昨年度は「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として、閉伊川長町地区及び津軽石川津軽石橋付近等において、支障木伐採や堆積土砂の除去を行ったところです。  今年度は、引き続き、閉伊川臺目地区等において河道掘削を実施し、水害リスクの軽減を図ったところです。  また、抜本的な河川整備として、平成28年台風第10号災害で浸水被害のあった長沢川や刈屋川において改良復旧等を実施し、治水安全度の向上を図ったところです。  今後も現地の状況を確認しながら、適切な河川の維持管理に努めていきます。(A)</p> <p>2 砂防堰堤の維持管理については、毎年実施している砂防施設点検結果や長寿命化計画等に基づき対策を進めており、昨年度から長沢川長沢砂防堰堤において修繕工事を実施しているところです。  また、今年度から新たに夏屋川岩シバリ砂防堰堤の修繕工事に着手したところであり、引き続き、砂防施設点検等により施設の状況を把握し修繕等を行うとともに、長寿命化計画も踏まえた適切な維持管理に努めていきます。(A)</p> <p>3, 4 河川水門については、定期的実施している水門施設点検の結果を踏まえ、改良、改修が必要な場合は速やかに対応するとともに、自動開閉型水門の導入についても検討していきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	宮古土木センター	A : 2、 B : 1
-------	---	---	---------	----------	-----------------

8月24日	<p>1 災害対策について  (4) 砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業の促進について  台風第10号及び東日本台風による被害を踏まえ、全力で取り組みを進めています。  つきましては、災害に強い基盤整備をはじめ、次の事項について要望します。</p> <p>(4) 砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業の促進について  砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業について、一層の整備促進を図るため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 整備中の高浜の沢(2)について早期に完成させること。  2 上根井沢、上の沢(3)について早期に事業化すること。</p>	<p>1 高浜の沢(2)については、現在、詳細設計等を進めており、令和3年度から工事に着手する計画です。引き続き、早期完成に向けて事業を推進していきます。(A)</p> <p>2 また、砂防事業の実施にあたっては、要配慮者利用施設や避難所、防災拠点施設が立地する箇所、被災履歴のある箇所を優先的に進めており、上根井沢及び上の沢(3)については、県全体の優先度を考慮しながら検討していきます。(C)</p>	沿岸広域 振興局	宮古土木センター	A : 1、 C : 1
8月24日	<p>1 災害対策について  (5) 浸水対策事業の推進について  台風第10号及び東日本台風による被害を踏まえ、全力で取り組みを進めています。  つきましては、災害に強い基盤整備をはじめ、次の事項について要望します。</p> <p>(5) 浸水対策事業の推進について  浸水対策を実施するうえで必要な道路の冠水対策や河川の改修などのため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 社会資本整備総合交付金を含めた既存制度の補助要件を拡大させること。  2 新たな財政支援について創設すること。</p>	<p>貴市が実施している浸水対策基本調査において、今後示される具体的対応案について、社会資本整備総合交付金等の制度対象の可否を勘案し、補助要件拡大等の財政支援について国へ働きかけていきます。(B)</p>	沿岸広域 振興局	宮古土木センター	B : 1

8月24日	<p>1 災害対策について  (6) 水位周知河川及び水防警報河川の追加指定について  台風第10号及び東日本台風による被害を踏まえ、全力で取り組みを進めています。  つきましては、災害に強い基盤整備をはじめ、次の事項について要望します。</p> <p>(6) 水位周知河川及び水防警報河川の追加指定について  今後の適切な避難勧告等の実施のため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 閉伊川において、現在未指定区間である小国川合流点の上流及び刈屋川合流点から花輪橋に係る水位周知河川の早期指定をすること。  2 新たに危機管理型水位計が設置された山口川、近内川、刈屋川、二又川、飛沢川、小国川、夏屋川、鈴久名川、倉の沢川、葉師川、田代川、神田川、八木沢川、重茂川河川に係る水防警報河川の早急な追加指定をすること。</p>	<p>1 県では、水位周知河川の指定について、平成29年12月に国、県、市町村で構成する減災対策協議会において策定した令和3年度までの5カ年の計画により、指定の拡大に取り組んでいるところです。  閉伊川を含む県管理河川の未指定区間については、その区間における人口・資産の状況や浸水被害の状況、防災拠点（役場等）の状況等を勘案し、令和4年度以降の計画を検討する中で、大規模氾濫減災協議会等において貴市と調整を図りながら、検討していきます。(C)</p> <p>2 また、令和元年5月に新たに危機管理型水位計の運用を開始した閉伊川など15河川における水防警報河川や水位周知河川の指定については、危機管理型水位計の運用実績等により、指定の適否を判断し、令和4年度以降の計画への位置付けについて検討していきます。(C)</p>	沿岸広域振興局	宮古土木センター	C : 2
8月24日	<p>1 災害対策について  (7) 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に伴う津波浸水シミュレーションについて  台風第10号及び東日本台風による被害を踏まえ、全力で取り組みを進めています。  つきましては、災害に強い基盤整備をはじめ、次の事項について要望します。</p> <p>(7) 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に伴う津波浸水シミュレーションについて  日本海溝・千島海溝沿いで、マグニチュード9クラスの巨大地震の発生が切迫していると内閣府（防災）の有識者検討会は警告しています。巨大地震に伴う最大クラスの津波を想定し、住民の避難を軸とした対策強化の検討が必要になるため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 内閣府が示したデータを踏まえた津波浸水シミュレーションを早急に作成し、公表すること。</p>	<p>県では、内閣府から日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルが公表されたことを受けて、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波浸水想定の見直しに着手したところです。  この津波浸水想定の見直しに当たっては、東日本大震災津波も含めた最大クラスの津波を対象として、学識者から技術的・専門的な事項について意見を伺いながら進めることとしています。  県としては、津波浸水想定は貴市が避難対策の見直しを行ううえで重要な情報と考えていることから、その見直し内容について、貴市とも共有しながら、できるだけ早く公表できるよう取り組んでまいります。(A)</p>	沿岸広域振興局	宮古土木センター	A : 1

8月24日	<p>2 公共交通体系の確保と構築について  (1) バス路線の維持確保について  公共交通は、通院、通学など、沿線住民の生活に欠くことのできない交通手段であるとともに、観光客の誘客や地域間交流の促進を図る上で重要な交通基盤です。  三陸沿岸地域の、度重なる災害等からの復興や今後の発展のため、持続可能な公共交通体系の確保と構築が重要であることから、次の事項について要望します。</p> <p>(1) バス路線の維持確保について  住民の足となるバス路線の維持確保のため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 県単補助金について、地域の実情に応じた柔軟な運用及び補助上限額の拡大を行うこと。  2 被災地特例終了後の新たな財政支援策を講ずること。  3 既存の国庫補助制度への協調補助等の財政支援策を講ずること。</p>	<p>1 県では、平成30年度に「岩手県地域公共交通網形成計画」を策定し、現在、持続可能な地域公共交通体系の構築に向けて取り組んでいるところです。  また、令和元年度は、地域内公共交通構築検討会を新たに設置し、補助路線に関して被災地特例等が終了した場合の市町村への支援のあり方等について検討するとともに、令和2年度から県単補助事業として「補助路線代替交通確保維持事業」を創設し、補助路線から転換した代替交通の確保維持のため、市町村が負担する経費に対して支援しています。(B)  2 令和2年度までとされている広域バス路線に対する国庫補助の被災地特例の期間の延長等を国に要望した結果、令和3年度まで期間が延長される見通しが示されました。(A)  3 県では、地域内公共交通への財政支援について、市町村が地域の実情に応じ、持続可能な公共交通の交通体系の構築や利用促進を行う場合に、地域公共交通活性化推進事業費補助により支援を行っているほか、市町村の要請に応じ、公共交通に係る助言を行う有識者を派遣しています。  併せて、国庫補助である地域内フィーダー系統確保維持費補助における新規性要件の緩和や、補助上限額の拡大を国に対して要望しているところです。  県においては、今後も引き続き、国に働きかけるとともに、持続可能な公共交通の維持・確保に取り組んでいきます。(B)</p>	沿岸広域 振興局	経営企画部	A : 1、 B : 2
-------	---	--	-------------	-------	-----------------

8月24日	<p>2 公共交通体系の確保と構築について  (2) 被災地における通学交通費の負担軽減の延長について  公共交通は、通院、通学など、沿線住民の生活に欠くことのできない交通手段であるとともに、観光客の誘客や地域間交流の促進を図る上で重要な交通基盤です。  三陸沿岸地域の、度重なる災害等からの復興や今後の発展のため、持続可能な公共交通体系の確保と構築が重要であることから、次の事項について要望します。</p> <p>(2) 被災地における通学交通費の負担軽減の延長について  子育て家庭の経済的な負担軽減及び公共交通機関の利用促進のため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 いわての学び希望基金を活用した通学定期券の割引制度について、令和3年度以降も継続すること。</p>	<p>被災地通学支援事業について、事業期間は令和2年度までとしていましたが、被災地では通学費の負担が依然として大きいことや、沿岸市町村や市長会、町村議会議長会等からも継続について要望いただいていることから、令和3年度についても事業を継続します。  (A)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	A : 1
8月24日	<p>2 公共交通体系の確保と構築について  (3) 公共交通としてのタクシーサービスの維持について  公共交通は、通院、通学など、沿線住民の生活に欠くことのできない交通手段であるとともに、観光客の誘客や地域間交流の促進を図る上で重要な交通基盤です。  三陸沿岸地域の、度重なる災害等からの復興や今後の発展のため、持続可能な公共交通体系の確保と構築が重要であることから、次の事項について要望します。</p> <p>(3) 公共交通としてのタクシーサービスの維持について  タクシーは、鉄道・バス等の幹線交通を補完する重要なサービスです。近年、人材不足や固定費の圧迫により、運行台数の減少や営業時間の短縮など、サービスの縮小が進んでいます。  市民生活に不可欠なタクシーサービスの維持のため、以下のとおり要望します。</p>	<p>県でもタクシーは、買い物や通院等に関わる地域密着型サービスとして、重要であると認識しています。  新型コロナウイルス感染症の影響下にあつては、県でもタクシー事業者からの要望を受け、公共交通機関が安全かつ安定した運行を維持できるよう、タクシー事業者を含む公共交通事業者に対して運行を支援するための交付金を交付したところです。  また、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策についても、公共交通事業者が行う感染防止対策に要する経費に対して補助を行っているところです。  今後も引き続き、地域公共交通の維持・確保が図られるよう、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえながら、必要な支援を検討していきます。(A)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	A : 1

8月24日	<p>3 宮古港における港湾整備事業の促進及び港湾振興について  (1) 重要港湾機能の維持等について</p> <p>宮古港は県土発展の根幹となるべき重要港湾の指定を受け、その社会資本は海上物流及び観光・交流拠点としての役割が期待されています。直近では三陸沿岸道路等から港湾につながる道路も整備され、三陸沿岸道路の全線開通は、宮古港のさらなる振興への効果が期待されます。つきましては東日本大震災からの復興並びに宮古港発展のため次の事項について要望します。</p> <p>(1) 重要港湾機能の維持等について  重要港湾機能の維持と活性化に向け、利用促進及び取扱い貨物量の増加を図るため以下のとおり要望します。</p> <p>1 県は市と連携し、ポートセールス活動の強化を図ること。  2 重要な港湾機能であるタグボートの常駐に係る費用を負担すること。</p>	<p>1 ポートセールス活動の強化については、今後、実施を予定している貨物動向調査の結果を踏まえ、貴市と合同で調査協力企業への訪問を行うなど、引き続き、貴市と連携して取り組んでいきます。(A)</p> <p>2 宮古港へのタグボートの常駐に係る経費については、フェリーの早期の寄港再開に備え、令和2年度当初予算に計上しており、寄港再開決定の際には、貴市と連携して費用を負担することとしています。(B)</p>	沿岸広域振興局	宮古土木センター	A : 1、 B : 1
-------	---	--	---------	----------	-----------------

8月24日	<p>3 宮古港における港湾整備事業の促進及び港湾振興について</p> <p>(2) フェリー航路に関する取り組み強化について 宮古港は県土発展の根幹となるべき重要港湾の指定を受け、その社会資本は海上物流及び観光・交流拠点としての役割が期待されています。 直近では三陸沿岸道路等から港湾につながる道路も整備され、三陸沿岸道路の全線開通は、宮古港のさらなる振興への効果が期待されます。 つきましては東日本大震災からの復興並びに宮古港発展のため次の事項について要望します。</p> <p>(2) フェリー航路に関する取り組み強化について 宮古・室蘭フェリー定期航路の早期寄港再開のため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 早急に港内の静穏化等、環境整備を行うこと</p>	<p>宮古港の港内の静穏化等、環境整備については、港湾計画の改訂が必要であることから、今年度は「宮古港長期構想」の策定や港湾計画の改訂に向けた貨物需要の掘り起こしや課題整理等に取り組むこととしています。(B)</p>	沿岸広域振興局	宮古土木センター	B : 1
8月24日	<p>3 宮古港における港湾整備事業の促進及び港湾振興について</p> <p>(3) 耐震強化岸壁整備の事業化について 宮古港は県土発展の根幹となるべき重要港湾の指定を受け、その社会資本は海上物流及び観光・交流拠点としての役割が期待されています。 直近では三陸沿岸道路等から港湾につながる道路も整備され、三陸沿岸道路の全線開通は、宮古港のさらなる振興への効果が期待されます。 つきましては東日本大震災からの復興並びに宮古港発展のため次の事項について要望します。</p> <p>(3) 耐震強化岸壁整備の事業化について 港湾の災害対応力を十分に発揮するため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 地震に強い耐震強化岸壁の整備の事業化を行うこと。</p>	<p>耐震強化岸壁については、現在の港湾計画において位置付けられているところですが、今年度策定する「宮古港長期構想」において、適切な施設配置を改めて検討しており、事業化については、港湾の利用状況を踏まえながら検討していきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	宮古土木センター	B : 1



8月24日	<p>3 宮古港における港湾整備事業の促進及び港湾振興について  (4) 外国大型クルーズ船誘致と受入態勢整備促進について  宮古港は県土発展の根幹となるべき重要港湾の指定を受け、その社会資本は海上物流及び観光・交流拠点としての役割が期待されています。直近では三陸沿岸道路等から港湾につながる道路も整備され、三陸沿岸道路の全線開通は、宮古港のさらなる振興への効果が期待されます。つきましては東日本大震災からの復興並びに宮古港発展のため次の事項について要望します。</p> <p>(4) 外国大型クルーズ船誘致と受入態勢整備促進について  クルーズ船寄港による効果を広く県内に波及させるため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 外国大型クルーズ船乗客の受入態勢を強化すること。  2 クルーズ船社へのポートセールスをより一層強力に進めること。</p>	<p>1 外国大型クルーズ船乗客の受け入れ態勢の強化については、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、外国大型クルーズ船が全て寄港中止となりましたが、昨年度のダイヤモンド・プリンセスの寄港実績を踏まえ、引き続き、貴市や関係機関と連携しながら、十分な受入態勢の確保に努めていきます。(A)</p> <p>2 クルーズ船社へのポートセールスについては、引き続き、貴市や関係機関と連携して、クルーズ船社への訪問やクルーズ船社の視察受入れ、寄港誘致商談会への参加などにより、クルーズ船社に対して宮古港への寄港を働き掛けていきます。(A)</p>	沿岸広域 振興局	宮古土木セ ンター	A : 2
-------	--	--	-------------	--------------	-------

8月24日	<p>4 宮古をとりまく道路交通ネットワークの整備促進について</p> <p>(1) 国道340号「宮古～岩泉間」未整備区間（和井内～押角トンネル間）の整備促進及び押角トンネルの早期完成について</p> <p>復興を加速させ、産業の振興、地域の活性化及び市民生活の安全・安心の確保を図るため、基盤となる道路交通ネットワークの整備促進が必要です。つきましては、次の事項について要望します。</p> <p>(1) 国道340号「宮古岩泉間」未整備区間（和井内から押角トンネル間）の整備促進及び押角トンネルの早期完成について</p> <p>押角峠工区から、宮古側1.7kmの区間については、令和2年度から事業着手となりました。岩手県の尽力により、交通難所の解消に向けた取り組みが進められることにあらためて感謝申し上げます。つきましては、以下のとおり要望します。</p> <p>1 押角トンネルの令和2年度内の確実な供用開始をすること。  2 和井内から押角トンネル間の早期完成に向けた事業推進を図ること。  3 未整備区間の残り2.3kmについて早期に事業化すること。</p>	<p>押角トンネルについては、平成26年度にトンネル整備を含めた約3.7km区間を「押角峠」として事業化し、今年度はトンネル舗装や設備工事を進め、令和2年12月13日に供用開始しました。(A)</p> <p>和井内から押角トンネル間の1.7kmについては、今年度から道路詳細設計及び用地測量に着手し、早期完成に向けて取り組んでいきます。(A)</p> <p>和井内～押角トンネル間の未整備区間2.3kmについては、幅員が狭く、急カーブが連続していることから、整備が必要な区間と認識しており、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	沿岸広域振興局	宮古土木センター	A：2、 C：1
-------	---	--	---------	----------	-------------

8月24日	<p>4 宮古をとりまく道路交通ネットワークの整備促進について  (2) 現国道106号と茂市の市道廻立線の交差点の改善について  復興を加速させ、産業の振興、地域の活性化及び市民生活の安全・安心の確保を図るため、基盤となる道路交通ネットワークの整備促進が必要です。つきましては、次の事項について要望します。</p> <p>(2) 現国道106号と茂市の市道廻立線の交差点の改善について  宮古盛岡横断道路と国道340号のアクセスポイントとなる、市道廻立線と現国道106号の交差部分について、度々事故が発生していることから、以下のとおり要望します。</p> <p>1 市道廻立線と現国道106号の取り付け部分の拡幅と宮古方面からの進入路線の増設及び進入角度の改良をすること。</p>	<p>国道106号と市道廻立（マワタチ）線の交差点については、早期の事業化は難しい状況ですが、国において進められている宮古盛岡横断道路（宮古～箱石）と密接に関連することから、国の動向を注視しながら必要な検討を進めていきます。（C）</p>	沿岸広域振興局	宮古土木センター	C : 1
8月24日	<p>4 宮古をとりまく道路交通ネットワークの整備促進について  (3) 主要地方道重茂半島線の整備促進について  復興を加速させ、産業の振興、地域の活性化及び市民生活の安全・安心の確保を図るため、基盤となる道路交通ネットワークの整備促進が必要です。つきましては、次の事項について要望します。</p> <p>(3) 主要地方道重茂半島線の整備促進について  主要地方道重茂半島線はカーブが連続し、狭隘な箇所も多く存在します。安全かつ円滑な交通の確保と災害に強い道路交通ネットワークの構築のため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 整備が進む里工区、石浜工区について、早期供用開始すること。  2 東日本台風においては、未改良区間の崩落により集落が一時孤立したことから、早期に全線改良すること。</p>	<p>主要地方道重茂半島線については、地域の産業・経済活動や日常生活を支える重要な路線であり、また災害時において緊急輸送を担う路線でもあることから、交通の隘路区間を解消するとともに、津波による浸水区域を回避するため、堀内～津軽石地区、熊の平～堀内地区、里地区、千鶏地区、石浜地区、川代地区及び大沢～浜川目地区の7地区について平成24年度に事業着手したところです。</p> <p>昨年度までに堀内～津軽石地区のほか4地区で供用開始となったほか、今年度は、里工区、石浜工区が供用開始しました。（A）</p> <p>7地区以外の未改良区間については、急峻な地形であり大規模な事業になることから、より慎重な検討が必要と考えており、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。（C）</p>	沿岸広域振興局	宮古土木センター	A : 1、 C : 1

8月24日	<p>4 宮古をとりまく道路交通ネットワークの整備促進について</p> <p>(4) 主要地方道紫波江繫線、大槌小国線及び土坂峠トンネルの早期事業化について 復興を加速させ、産業の振興、地域の活性化及び市民生活の安全・安心の確保を図るため、基盤となる道路交通ネットワークの整備促進が必要です。つきましては、次の事項について要望します。</p> <p>(4) 主要地方道紫波江繫線、大槌小国線及び土坂峠トンネルの早期事業化について 主要地方道紫波江繫線、大槌小国線及び土坂峠トンネルについて、以下のとおり要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 主要地方道紫波江繫線並びに大槌小国線について早期に事業化すること。</li> <li>2 宮古市江繫「大畑地区からタイマグラ地区」の道路改良整備をすること。</li> <li>3 宮古市小国（道又）から大槌町金沢までの区間の「土坂峠トンネル」について早期に事業化すること。</li> </ol>	<p>主要地方道紫波江繫線の宮古市側については、一般国道340号交差点から大畑地区間約1.8kmの整備が完了しており、大畑地区～タイマグラ地区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>主要地方道大槌小国線については、令和元年度までに小国地区から大槌町金沢(かねざわ)地区間で早期に整備効果が発現できる現道拡幅区間約1,100mの整備が完了したところです。</p> <p>トンネルを含む残りの区間の整備については、急峻な地形であり大規模な事業が想定されることから、より慎重な検討が必要であると考えており、事業の必要性や重要性、緊急性等を考慮するとともに、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向、更には整備が進む復興道路等や国道340号の整備を踏まえた道路ネットワークの状況等も考慮しながら、総合的に判断していきます。(C)</p>	沿岸広域振興局	宮古土木センター	C : 2
8月24日	<p>4 宮古をとりまく道路交通ネットワークの整備促進について</p> <p>(5) 主要地方道宮古岩泉線の整備促進について 主要地方道宮古岩泉線は幅員が狭く、急勾配、急カーブが連続しており、通行が困難な区間があることから、整備促進について以下のとおり要望します。</p> <p>(5) 主要地方道宮古岩泉線の整備促進について 主要地方道宮古岩泉線は幅員が狭く、急勾配、急カーブが連続しており、通行が困難な区間があることから、整備促進について以下のとおり要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 宮園団地から箱石地区を經由し田代地区に至る延長約11kmの区間を早期に改良すること。</li> </ol>	<p>主要地方道宮古岩泉線（宮園団地～箱石地区～田代地区間）については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	沿岸広域振興局	宮古土木センター	C : 1

8月24日	<p>4 宮古をとりまく道路交通ネットワークの整備促進について</p> <p>(6) 国道340号立丸峠周辺及び今年度開通予定の押角峠工区周辺の携帯電話不感エリアの解消について 主要地方道宮古岩泉線は幅員が狭く、急勾配、急カーブが連続しており、通行が困難な区間があることから、整備促進について以下のとおり要望します。</p> <p>(6) 国道340号立丸峠周辺及び今年度開通予定の押角峠工区周辺の携帯電話不感エリアの解消について 携帯電話不感エリアの解消のため、以下のとおり通信事業者への働きかけを要望します。</p> <p>1 岩手県の地域防災計画において、「緊急輸送道路」に位置付けられている国道340号の全線にわたる携帯電話のエリア整備をすること。 2 特に、「立丸峠」と今年度供用開始予定の「押角峠工区」について長距離区間が不感エリアであることから、早急にエリア化を図ること。 3 通信事業者への働きかけや早期事業化に向けて引き続き支援すること。</p>	<p>携帯電話の不感地域解消は重要な課題であり、これまでも国に対し、県単独及び全国知事会を通じて、整備及び維持管理の支援制度の拡充等について繰り返し要望しているほか、携帯電話事業者に対して、不感地域の解消を要請してきました。</p> <p>これまでの要請の成果もあり、国においては、居住地域について、携帯事業者による不感地域解消が計画されたところですが、居住地域外については、引き続き県から携帯電話事業者へ携帯電話利用環境の整備を働きかけていきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B : 1
8月24日	<p>5 観光の振興について</p> <p>(1) 三陸ジオパークの普及推進に係る体制強化について</p> <p>東日本台風による被害、新型コロナウイルス感染症による観光需要の低迷により観光関連産業へ大きな損害が出ています。観光需要再興を期し、次の事項について要望します。</p> <p>(1) 三陸ジオパークの普及推進に係る体制強化について 三陸ジオパークの普及推進のため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 県が中心となり、アクションプランの策定や三陸ジオガイドの養成、関係市町村との連携強化など、体制の強化を図ること。</p>	<p>アクションプランについては、昨年度(3月)、日本ジオパーク委員会からの審査結果報告における指摘に対応するため策定したところでは、</p> <p>三陸ジオガイドの養成については、これまで参加者負担とされていた認定ガイドの要件とされている「自然案内」や「救急」に関する講習会への参加経費等の負担軽減を図るなど、認定ガイドを増やすことに取り組むほか、引き続き認定ガイドの質の向上に取り組んでいきます。</p> <p>関係市町村との連携強化については、三陸ジオパークの普及・推進の中核となる事務局体制の強化に向け、構成市町村と意見交換等を重ねながら、連携して取り組んでいるところです。</p> <p>これらの取組を着実に進めることにより、三陸ジオパークの普及・推進体制の構築・強化に取り組んでいきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部、経営企画部	B : 1

8月24日	<p>5 観光の振興について  (2) 観光関連施設の修繕について  東日本台風による被害、新型コロナウイルス感染症による観光需要の低迷により観光関連産業へ大きな損害が出ています。観光需要再興を期し、次の事項について要望します。</p> <p>(2) 観光関連施設の修繕について  度重なる台風災害や大雨により破損した箇所及び老朽化した施設について、以下のとおり要望します。</p> <p>1 東日本台風により破損した鮎ヶ埼灯台トイレ給水に係る取水場を修繕すること。  2 雨水の流入により発生した浄土ヶ浜第二駐車場法面洗堀箇所の修繕、老朽化した浄土ヶ浜第一駐車場トイレの建て替え及び、臼木山トイレの洋式化及び温水洗浄便座への改修を行うこと。</p>	<p>自然公園等施設の整備については、県内各地から多くの要望があり、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。</p> <p>御要望のありました、鮎ヶ埼灯台トイレ給水に係る取水場及び浄土ヶ浜第二駐車場法面洗堀箇所については、現地確認を踏まえ、修繕に向けた対応を進めていきます。</p> <p>浄土ヶ浜第一駐車場トイレの設備の不具合については、早期に修繕等の対応を行うこととし、建て替えについては、耐用年数等を考慮しながら今後検討していきます。</p> <p>また、臼木山トイレについては、自然環境整備計画（令和2年度～6年度）へ位置付けし、洋式化へ向け整備を進めていきます。</p> <p>再整備に要する費用に対して十分な予算の確保について、国に要望していきます。（B）</p>	沿岸広域 振興局	経営企画部	B : 1
8月24日	<p>5 観光の振興について  (3) 観光客誘致支援策の拡充について  東日本台風による被害、新型コロナウイルス感染症による観光需要の低迷により観光関連産業へ大きな損害が出ています。観光需要再興を期し、次の事項について要望します。</p> <p>(3) 観光客誘致支援策の拡充について  観光客誘致支援策について、以下のとおり要望します。</p> <p>1 県の支援策の対象者を県民全体に拡充し、県内観光地の観光需要再興につながる施策を実施すること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への対応として、まずは、市町村単位での流動を確保し、それを徐々に県内全域での流動に繋げていく必要があったことから、市町村との協調補助による「地元の宿応援割」の制度を設けたものです。</p> <p>県内で感染症が発生した場合に、その状況によっては、市町村における観光流動に留めざるを得ない状態となることも想定されることから、市町村域内での観光流動を支援するスキームが必要と認識しているところです。</p> <p>また、市町村との協調補助とは別に、東北及び新潟県の県民を対象とした1泊あたり3千円の割引クーポンを発行し、県全域での宿泊需要の更なる喚起を図りました。（C）</p>	沿岸広域 振興局	経営企画部	C : 1

8月24日	<p>6 医療・福祉の充実について  (1) 県立宮古病院の医師の確保等について  市民が安全に安心して暮らすことができるよう、医療・福祉の充実を図ることは最も重要な課題です。  つきましては、次の事項について要望します。</p> <p>(1) 県立宮古病院の医師の確保等について  宮古医療圏の中核病院として、圏域住民の命を支える重要な役割を担う県立宮古病院について、以下のとおり要望します。</p> <p>1 県立宮古病院の医師及び看護師の不足の解消を図ること。  2 救命率の向上及び後遺症の軽減のため、ドクターヘリを増機するなど搬送体制の強化を図ること。  3 県立宮古病院に救命救急センターを設置すること。  4 新型コロナウイルス感染症の再拡大に備えて、感染症対応病床を増床すること。</p>	<p>1 県立宮古病院の常勤医師については、令和3年1月1日現在35名となっており、前年同期比3名の増となっています。  県では、医師不足が深刻な沿岸地域等への奨学金養成医師の優先配置に取り組んでいるところであり、令和2年度に配置された84名のうち、7名を宮古保健医療圏に配置したほか、医師の地域偏在の更なる解消に向けて令和元年度に臨床研修を開始した奨学金養成医師から、沿岸地域等での勤務を必須化し、取組の強化を図ったところです。  引き続き、関係大学を訪問し医師の派遣を要請するほか、即戦力となる医師の招聘、臨床研修医の積極的な受入や奨学金養成医師の計画的な配置等に努めながら、医師の確保に取り組んでいきます。  また、看護師については、今年度、夜勤体制の強化や育児休業者の代替措置等、10人の増員を図ったところです。</p> <p>沿岸地域の病院は欠員が生じた場合に、看護師免許取得者を確保することが難しい状況となっていることから、看護師の募集において、受験資格を緩和した沿岸枠（久慈・宮古・山田・大槌・釜石・大船渡・高田）を設定し、受験しやすい環境整備に努めており、引き続き必要な看護師数の確保に取り組んでいきます。（B）</p> <p>2 本県ドクターヘリについては、平成24年度の導入後これまで円滑に運航されており、平成25年度からは北東北三県の広域連携による運航を開始し、県北沿岸地域における救急医療体制の強化を図っているところです。  ドクターヘリの増機は、必要な医師、看護師のスタッフ確保などの課題があり困難ではありますが、今後とも、広域連携による運航を継続しながら、必要な救急医療体制の確保に努めていきます。（B）</p>	沿岸広域 振興局	経営企画 部、保健福 祉環境部	B：3、 D：1
-------	--	--	-------------	-----------------------	-------------

		<p>3 重篤救急患者の医療を確保する救命救急センターについては、当初、全国的に人口100万人に1か所を目途に整備が進められてきたものであり、本来は本県では2か所となるものですが、面積が広大で山間部が多い本県の地理的状況を考慮し、現在、矢巾町・久慈市・大船渡市の3か所に整備しているものです。救命救急センターの整備に当たっては、全ての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れるという原則の下、専用病床の確保や医師・看護師など必要なスタッフの配置、施設・設備の整備など多くの基準が設けられています。医療従事者の不足が大きな課題となっている本県の現状に鑑みると、現時点で、県立宮古病院への救命救急センターの設置は難しい状況です。（D）</p> <p>4 国が示した流行のシナリオに基づき、まん延における軽症者を含む感染患者のピーク数（379人）に対応した病床等（病床350床、宿泊療養部屋数300室）について、県全体で確保することとしており、引き続き感染予防と医療提供体制の強化について、県民とともに進めていきます。（B）</p>			
8月24日	<p>6 医療・福祉の充実について  （2）地域医療情報連携ネットワークの広域化の取り組みについて  市民が安全に安心して暮らすことができるよう、医療・福祉の充実を図ることは最も重要な課題です。つきましては、次の事項について要望します。</p> <p>（2）地域医療情報連携ネットワークの広域化の取り組みについて  地域医療情報連携ネットワークの活用促進や効果的、効率的な運用のため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 県内各地で構築された地域医療情報連携ネットワークを統合し、県全体で情報連携できる仕組みとなるよう県が主体的に取り組むこと</p>	<p>全県的なシステムの構築については、開設者が異なる連携施設間における患者同意の取得方法など、統一的な運用ルールの整備が課題と考えています。</p> <p>国では、患者の診療情報や服薬情報などのデータ共有が可能となる、全国的な保健医療情報ネットワークの整備について、2020年末に工程を示したことから、県としては、国の動向も参考にしつつ、今後の全県的な医療情報連携体制の在り方について、検討していく考えです。（B）</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B：1



8月24日	<p>6 医療・福祉の充実について  (3) 中学生までの医療費助成制度の拡大について  市民が安全に安心して暮らすことができるよう、医療・福祉の充実を図ることは最も重要な課題です。つきましては、次の事項について要望します。</p> <p>(3) 中学生までの医療費助成制度の拡大について  子育て世帯にとって大きな負担となっている子どもの医療費を、国、県、及び市町村で支援していくため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 県事業として実施する医療費助成について、全国的に実施している現物給付との統一を図り、中学生(入院・外来)まで対象を拡大すること。  2 全国一律のこども医療費助成の制度創設を、引き続き国に強く働きかけること。</p>	<p>1 県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、厳しい財政状況の中、市町村等と協議の上、医療費助成の対象を小学校卒業の入院まで拡大してきたほか、現物給付の対象を順次拡大し、令和2年8月から中学生まで拡大することとしたところ。県が助成対象を拡大する場合、多額の財源を確保する必要がありますが、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、今後、国の動向も注視しながら、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。(C)</p> <p>2 医療費助成は、各市町村の政策的判断の下、単独事業として拡充されてきていますが、県としては、本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われるべきと考えており、県の政府予算提言・要望において、子ども医療費助成の全国一律化について継続して要望してきたところです。また、全国知事会からも同様の要望を行っており、今後も様々な機会を通じて国に対する働きかけを行っていきます。(A)</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	A : 1、 C : 1
8月24日	<p>7 教育環境の整備について  (1) スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの増員について  本市では、「教育立市」を施策の柱として、地域に貢献する人材の育成について積極的に取り組んでいます。児童生徒の健やかな成長を支える学校教育の充実を図るため、次の事項について要望します。</p> <p>(1) スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの増員について  度重なる災害による家庭環境の変化から、子ども達の心のケアの継続及び充実が必要です。加えて、教育相談における学校からの訪問要請の増加、家庭及び関係機関との連絡調整の増加に対応するため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 スクールカウンセラーを増員すること。  2 スクールソーシャルワーカーを増員すること。</p>	<p>スクールカウンセラー(S C)及びスクールソーシャルワーカー(S S W)の配置については、文部科学省の方針を踏まえ、児童生徒の現状を把握しながら、県全体として中長期を見据え、地域のニーズに合わせた支援を行えるよう配置しています。</p> <p>S Cについては、学校配置に加え、沿岸部の教育事務所に巡回型カウンセラーを配置することで、重層的な体制を講じています。S S Wについては、全教育事務所に合計18人を配置し、管内を巡回して複数の学校に対応し、問題の実状に応じて域内の福祉機関等と連携して支援できるよう配置しています。</p> <p>S C、S S Wについては、「緊急スクールカウンセラー等活用事業」により国の全面的な補助を受けて実施しており、復興・創生期間終了後においても、国に対して継続して支援を要望していくとともに、教育相談体制の充実を目指し、県臨床心理士会、県社会福祉士会と連携しながら人材の確保及び配置に努めていきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B : 1

8月24日	<p>7 教育環境の整備について  (2) 指導主事の定数維持について  本市では、「教育立市」を施策の柱として、地域に貢献する人材の育成について積極的に取り組んでいます。  児童生徒の健やかな成長を支える学校教育の充実を図るため、次の事項について要望します。</p> <p>(2) 指導主事の定数維持について  指導主事の定数維持についてご配慮賜り、感謝申し上げます。  ますます複雑化、多様化する教育課程や学習指導要領の改訂に対応するため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 指導主事の配置数について、引き続き定数維持すること。</p>	<p>指導主事の配置については、全県的に市町村間の配置の均衡を図る観点から、平成25年度において全市町村に各1人配置し、学校数・学級数等が大きい市町村には規模に応じて複数配置するよう見直しを行ったところであり、宮古市については、2人の複数配置とじているところです。  令和3年度以降の配置については、各市町村の状況、国庫負担定数の措置状況を踏まえつつ、検討していきます。(B)</p>	沿岸広域 振興局	経営企画部	B : 1
8月24日	<p>7 教育環境の整備について  (3) 英語教育専科教員の加配措置等の教育環境整備について  本市では、「教育立市」を施策の柱として、地域に貢献する人材の育成について積極的に取り組んでいます。  児童生徒の健やかな成長を支える学校教育の充実を図るため、次の事項について要望します。</p> <p>(3) 英語教育専科教員の加配措置等の教育環境整備について  小学校で外国語が教科化となったが、外国語の専科教員の配置がされていない小学校があることから、以下のとおり要望します。</p> <p>1 全小学校へ英語教育専科教員を配置すること。</p>	<p>平成30年度から、学校の指導体制の充実を目指し、小学校英語専科教員を配置しています。  宮古市については、加配定数を活用して、専科教員を昨年度の3名から1名増員して4名とし、15校中13校に配置しているところです。  専科教員の国の配置基準は、「英語の普通免許状を有する者」等で「週24時間以上の指導を担当すること」と定められており、県教委では、この基準に従って配置しているところです。  なお、1つの学校において上記基準を満たさない場合でも、複数の学校を兼務することで基準を満たす場合には、英語専科教員を配置することが可能であるため、今後も、児童の英語教育の充実と担任の負担軽減のために、市町村の要望を踏まえながら英語専科教員の配置に努めるとともに、国に対し、「新たな定数改善計画の策定」の早期実施と併せて、加配定数の拡充についても、引き続き要望していきます。(B)</p>	沿岸広域 振興局	経営企画部	B : 1

<p>8月24日</p>	<p>7 教育環境の整備について  (4) 岩手県立宮古水産高等学校への養殖科の新設について  本市では、「教育立市」を施策の柱として、地域に貢献する人材の育成について積極的に取り組んでいます。  児童生徒の健やかな成長を支える学校教育の充実を図るため、次の事項について要望します。</p> <p>(4) 岩手県立宮古水産高等学校への養殖科の新設について  豊かな海とともに暮らすことを望む児童生徒に、養殖漁業を通じた海洋教育により、キャリア教育や生きる力を育む環境を整える必要があります。  そのためには、専門的な知識及び技術が習得できる高等教育の更なる充実が必要であることから、以下について要望します。</p> <p>1 岩手県立宮古水産高等学校に養殖科を新設すること。</p>	<p>宮古水産高校海洋生産科（海洋技術科と食品家政科の学科再編によりR1年度設置）では、2年生から船舶運航コース及び食品資源コースのコース制をとっており、食品資源コースでは水産業の6次産業化に対応するため、水産物の生産から加工、流通、販売に関する科目を幅広く学習する中で、栽培漁業（増殖・養殖）等に関する専門分野の基礎的な知識と技術についても教育を行うこととしています。</p> <p>本県の沿岸漁業を支える人材育成は重要な課題と認識しており、令和3年2月に公表した「新たな県立高等学校再編計画後期計画」（最終案）においても、「地域や地域産業を担う人づくり」等を基本的な考え方とし、産業人材としての確かな基盤を育成できる教育環境を整備することとしています。</p> <p>この考え方に基づき、宮古地域においては、基幹産業である水産業をはじめ、ものづくり産業等に関する専門的な学びを希望する、より多くの生徒が集う学校の整備に向け、宮古水産高校と宮古商工高校をそれぞれ単独で維持しつつ、老朽化が進む両校の校舎及び施設等を同一校地内に集約して、両校の施設の共有化を図る等、一体的な整備を行う案を示したところです。これにより、水産、家庭、商業、工業の各専門分野が連携して学びの充実等を図ることにより、新たな時代をリードする産業人材の育成等を目指すものです。</p> <p>新しい学科の設置については、中学生の進路希望状況、卒業後の進路、地域の産業構造や人材のニーズ及び産業施策の方向性等、様々な観点からの検討が必要であり、多くの課題があるものと認識していますが、栽培漁業を担う人材の育成に向けて、引き続き、現在行われている教育課程の充実に取り組んでいきたいと考えています。（B）</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B : 1</p>
--------------	---	---	----------------	--------------	--------------

8月24日	<p>8 養殖事業の推進と財政支援について 近年の漁獲量減少による地域経済悪化の打開策の一つとして、宮古市では海面養殖（宮古トラウトサーモン）、陸上養殖（ホシガレイ）の事業化に向けた実証実験を実施しています。 養殖事業を地域経済の新たな成長産業ととらえ、種苗生産から出荷までの一貫した取り組みを構築するため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 海面養殖事業の本格実施に向けて、漁協の意向を踏まえ、漁業権の変更免許等の柔軟な対応をすること。 2 トラウトサーモンの稚魚飼育のため既存の「さけ・ますふ化場」の有効活用及び既存水産施設の閑散期における養殖事業への有効活用を認めること。 3 養殖事業の推進強化のため、施設整備、種苗生産等に対する財政支援をすること。</p>	<p>秋サケやスルメイカ等の主要魚種の水揚げが低迷する中で、県では、サケなどの主要魚種の資源回復に取り組むとともに、海洋環境の変化に左右されない魚類養殖など新しい取り組みを進めていくことが重要と認識しております。</p> <p>このことから、現行の漁業権の変更手続きについて、漁協の意向を踏まえながら、国との調整も含め、対応を検討していきます。（B）</p> <p>また、さけ・ますふ化場の有効活用については、国の補助金により整備した施設であることから、国に対して施設の有効活用について要望しているところであり、漁協の利用計画や魚病対策など内容を確認したうえで水産庁との協議を進めていきます。（B）</p> <p>次に、養殖事業の推進強化のための施設整備等については、既存の国庫補助事業の活用が可能ですので、今後、国の予算措置状況を確認しながら、市とも相談のうえ、漁協と協議していきます。（A）</p>	沿岸広域 振興局	水産部	A：1、 B：2
-------	---	---	-------------	-----	-------------

8月24日	<p>9 国に対する要望の強化について  (1) 鳥獣被害防止対策の推進について  度重なる災害からの復興・発展に向けた取り組み、地域課題の解決に向けた取り組みを進めるため、次の事項について、県が主導的、積極的に国に対する働きかけを行うよう要望します。</p> <p>(1) 鳥獣被害防止対策の推進について  鳥獣による農作物被害拡大防止については、これまで財源を確保いただき、感謝と敬意を表します。引き続き、以下のとおり国に働きかけるよう要望します。</p> <p>1 鳥獣個体数の適正管理施策、狩猟従事者の育成と確保、農作物被害拡大防止対策の財源を確保すること。  2 地域の実情や制度を反映した柔軟な運用を図ること。  3 県が主導的・積極的に取り組めるよう、鳥獣行政にかかる省庁間の連携を強化すること。</p>	<p>鳥獣個体数の適正管理施策の強化については、ニホンジカやイノシシ等の狩猟期間の延長等の規制緩和を実施するなど、狩猟期間中による捕獲を促進するとともに、指定管理鳥獣捕獲等事業に取り組み、全県における捕獲を強化しています。</p> <p>また、ツキノワグマについては、事前に設定した捕獲上限の範囲内で許可事務を簡素化する特例許可の実施などを行っており、本年度においても、全県の事前配分数を増加したところです。(A)</p> <p>狩猟従事者の育成と確保については、捕獲の担い手となる狩猟者の確保及び育成の支援として、狩猟免許試験の予備講習会を開催するとともに、「捕獲の担い手研修会」を開催することなどにより、新規狩猟者の確保と狩猟初心者の技術向上の支援に取り組んでいきます。(A)</p> <p>野生鳥獣による農作物被害を防止するためには、有害鳥獣の捕獲とともに、食害等から農作物を守り、集落に寄せ付けない対策(地域ぐるみ活動)を実施していくことが重要です。</p> <p>このため、県では、各市町村の鳥獣被害防止計画が着実に実行されるよう、「鳥獣被害防止総合対策交付金」(国庫)を活用し、有害捕獲や侵入防止柵設置等を支援しています。</p> <p>また、国に対する「提言・要望」において、有害捕獲活動の上限単価の引き上げや、地域からの要望に応え得る十分な予算の確保を要望したところです。</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部、農林部	A : 3、 B : 1
-------	---	--	---------	-------------	-----------------

		<p>更に、令和元年度から沿岸広域振興局として地域経営推進費を活用し、管内の被害拡大防止に向けた地域ぐるみ対策を支援する「宮古型地域ぐるみ鳥獣対策事業」（地域の捕獲支援隊の取組の推進、農作物残渣など誘引物除去の呼びかけ）を実施しており、今後においても、被害防止対策の取組支援に努めてまいります。（A）</p> <p>県では、「鳥獣被害防止総合対策交付金」及び「指定管理鳥獣捕獲等事業」について、有害捕獲活動の上限単価の引き上げなどの財政支援を継続するとともに、捕獲の担い手の確保や大量捕獲技術の開発普及など効果的な個体数管理と鳥獣被害防止対策の充実を図るよう国に対し要望しているほか、全国知事会等を通じて関係省庁に政策要望を行っており、引き続き、本県の実態を踏まえ必要な要望を行ってまいります。（B）</p>			
8月24日	<p>9 国に対する要望の強化について  （2）防災集団移転促進事業移転元地の利活用に向けた支援について  度重なる災害からの復興・発展に向けた取り組み、地域課題の解決に向けた取り組みを進めるため、次の事項について、県が主導的、積極的に国に対する働きかけを行うよう要望します。</p> <p>（2）防災集団移転促進事業移転元地の利活用に向けた支援について  防災集団移転促進事業における移転元地の利活用を更に進めるため、以下のとおり国に働きかけるよう要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 移転元地の利活用を図るための新たな財源を確保すること。</li> <li>2 被災地の実情に応じた柔軟な運用を図ること。</li> <li>3 移転元地の利活用に係る税の特例措置について継続支援すること。</li> </ol>	<p>県としても、移転元地の利活用は、被災市町村のまちづくり推進のための最重要課題であるとともに、安全上、衛生上、維持管理の観点からも重要な課題と認識しています。このため、防災集団移転促進事業連絡会議や市町村との個別の意見交換により、土地活用の検討状況などの情報共有と課題の把握に努めているところです。</p> <p>平成29年度には、市町村における検討に活用していただくために移転元地に係る活用事例集を配付し、併せて活用が困難となっている移転元地の現状を復興庁に説明するとともに、平成30年度からは移転元地の利活用要望箇所や既存事業による整地及び基礎撤去の検討状況を市町村からお聞きして、個別箇所ごとに利活用に向けた取組を支援しているところです。</p> <p>令和3年度政府予算提言・要望においては、移転元地の集約や整地に対する復興交付金の効果促進事業に代わる柔軟な財政措置と移転元地を利活用するため土地交換を行った場合に課税される登録免許税の免税措置の適用期間延長について要望したところであり、今後とも、移転元地の利活用に向けた取組を引き続き支援するよう国に強く働きかけてまいります。（B）</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B : 1

8月24日	<p>9 国に対する要望の強化について</p> <p>(3) 国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険被保険者及び障害福祉サービス等利用者の一部負担金・利用料負担金の免除措置への財政支援について</p> <p>度重なる災害からの復興・発展に向けた取り組み、地域課題の解決に向けた取り組みを進めるため、次の事項について、県が主導的、積極的に国に対する働きかけを行うよう要望します。</p> <p>(3) 国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険被保険者及び障害福祉サービス等利用者の一部負担金・利用料負担金の免除措置への財政支援について免除措置の実施にあたって市町村負担が生じており、将来的な保険料等の上昇が懸念されるため、以下のとおり国に働きかけるよう要望します。</p> <p>1 必要な財源の全額を国庫負担とすること。</p>	<p>国の財政措置に関しては、県としても、震災直後に行われていたような全額財政措置を行うよう、国に対し継続して求めてきたところではありますが、国民健康保険等に関連する他の財政措置の状況などを踏まえると、その実現は難しいと考えています。(C)</p>	沿岸広域 振興局	保健福祉環 境部	C : 1
-------	---	--	-------------	-------------	-------

8月24日	<p>9 国に対する要望の強化について  (4) 国民健康保険に対する国の財政支援の拡充・強化について  度重なる災害からの復興・発展に向けた取り組み、地域課題の解決に向けた取り組みを進めるため、次の事項について、県が主導的、積極的に国に対する働きかけを行うよう要望します。</p> <p>(4) 国民健康保険に対する国の財政支援の拡充・強化について  国民健康保険制度における諸課題に対応し、被保険者の保険料負担の軽減を図るため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 国民健康保険の構造的な課題に対応するため、国庫負担割合の引上げなど、国の責任と負担において実効ある措置を講じること。  2 保険料負担増の一因となっている医療費助成の現物給付に対する国民健康保険の国庫負担減額調整措置を全面的に廃止すること。  3 子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割保険料を軽減する支援制度を創設すること。</p>	<p>1 県では、国保制度改革に伴い、平成30年度以降、財政基盤の強化のために国において毎年実施することとされた約1,700億円の財政措置の拡充を、今後においても確実に実施するとともに、制度の構造的な課題を踏まえた将来にわたる持続可能な制度の確立や国民の保険料負担の平準化等に向けて、国庫負担率の引上げなど、様々な財政措置を講じ、今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の安定化を図るよう、政府予算提言・要望において国に要望しています。</p> <p>また、東日本大震災により被災した市町村の国保財政は、医療費の増加等により依然として厳しい状況にあることから、安定的な運営が図られるよう、調整交付金の増額や、国費による補填など、十分な財政措置を講じるよう、併せて、国に要望しています。(A)</p> <p>2 県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、厳しい財政状況にありますが、市町村等と協議のうえ、現物給付の対象を順次拡大しており、令和2年8月から中学生まで拡大することとしたところです。</p> <p>現物給付に伴う国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置の撤廃については、これまでも継続して国に要望してきたところであり、平成30年度から、未就学児までを対象とする医療費助成の現物給付については、減額調整措置を行わないこととされました。</p> <p>今後とも、様々な機会を通じて、国に対する働きかけを行っていきます。(A)</p> <p>3 令和4年度から、未就学児の均等割を5割軽減する制度を導入することが国から示されたところですが、県としても、国民健康保険における「均等割」の課税が、子育て世代の保険料負担を重くしている実態があると認識しており、子育て支援や医療保険制度間の公平性の確保の観点から、軽減制度の対象範囲を拡大するとともに、軽減額も全額とするよう、引き続き政府予算提言・要望において国に要望していきます。(A)</p>	沿岸広域 振興局	保健福祉環 境部	A : 3
-------	---	---	-------------	-------------	-------



8月24日	<p>9 国に対する要望の強化について  (5) 廃校施設解体経費の財政支援について  度重なる災害からの復興・発展に向けた取り組み、地域課題の解決に向けた取り組みを進めるため、次の事項について、県が主導的、積極的に国に対する働きかけを行うよう要望します。</p> <p>(5) 廃校施設解体経費の財政支援について  統合による新築を伴わない廃校舎及び遊休施設となっている廃校舎の解体について国庫補助事業の対象外となっており、多額な経費の財源確保が課題となっていることから、以下のとおり要望します。</p> <p>1 廃校舎の解体経費にかかる財政支援について、国に働きかけること。</p>	<p>廃校舎の解体に要する経費については、統合により新築する場合にあっては、新築事業の実施年度に行われる既存校舎棟の解体経費が国庫補助事業の対象とされています。</p> <p>一方、廃校後活用が図られず遊休施設となっている施設の除去（解体）事業に対する補助制度はありませんが、平成26年度から地方債の特例措置（資金手当）が講じられており、平成29年度からその充当率が90パーセントに引き上げられております。</p> <p>しかしながら、廃校施設の解体には、多額の経費を要し、各自治体の負担が大きいことから、遊休化している施設を含めた廃校施設の解体に係る財政支援制度の新設について、今後とも全国の都道府県と連携し国に要望するなど、様々な機会を捉えて働きかけを行っていきます。（B）</p>	沿岸広域 振興局	経営企画部	B : 1
8月24日	<p>9 国に対する要望の強化について  (6) 学校施設環境改善交付金に係る補助率・配分基礎額の引き上げについて  度重なる災害からの復興・発展に向けた取り組み、地域課題の解決に向けた取り組みを進めるため、次の事項について、県が主導的、積極的に国に対する働きかけを行うよう要望します。</p> <p>(6) 学校施設環境改善交付金に係る補助率・配分基礎額の引き上げについて  学校施設環境改善交付金の配分基礎額が必要経費の全てを対象としていません。また、配分基礎額における建築単価が実勢価格と乖離しています。これらにより自治体の負担が大きくなっていることから、以下のとおり要望します。</p> <p>1 補助率の引き上げについて、国に働きかけること。  2 配分基礎額に必要な経費の全てを含むよう、国に働きかけること。  3 建築単価の引き上げについて、国に働きかけること。</p>	<p>学校施設環境改善交付金については、令和2年度予算において補助単価の引き上げがありました。</p> <p>しかしながら、学校施設の改築や改修には多額の経費を要し、各自治体の負担が大きいことから、補助率及び実状に合った補助単価の引き上げ等について、令和2年7月にも国に対し要望したところです。</p> <p>今後とも全国の都道府県と連携し国に要望するなど、様々な機会を捉えて働きかけを行っていきます。（B）</p>	沿岸広域 振興局	経営企画部	B : 1

8月24日	<p>9 国に対する要望の強化について  (7) 被災児童生徒就学支援等事業費交付金の継続について  度重なる災害からの復興・発展に向けた取り組み、地域課題の解決に向けた取り組みを進めるため、次の事項について、県が主導的、積極的に国に対する働きかけを行うよう要望します。</p> <p>(7) 被災児童生徒就学支援等事業費交付金の継続について  度重なる災害により、児童生徒の就学が困難な家庭があることから、以下のとおり要望します。</p> <p>1 台風第10号及び東日本台風で被災した児童生徒についても、国において東日本大震災と同様の就学援助を実施すること。</p>	<p>台風10号及び東日本台風により被災した世帯への就学援助については、これまでも国に対し、東日本大震災津波に伴う就学援助と同様の財政措置を行うよう要望してきたところであり、今後とも様々な機会を捉えて働きかけを行っていきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B : 1
8月24日	<p>9 国に対する要望の強化について  (8) 復興・創生期間後における復興に要する費用の自治体負担に対する財政措置について  度重なる災害からの復興・発展に向けた取り組み、地域課題の解決に向けた取り組みを進めるため、次の事項について、県が主導的、積極的に国に対する働きかけを行うよう要望します。</p> <p>(8) 復興・創生期間後における復興に要する費用の自治体負担に対する財政措置について  復興に要する費用の自治体負担の軽減を図るため、以下のとおり国に働きかけるよう要望します。</p> <p>1 復興事業が完了するまで継続的かつ安定的な財源と人材を確保すること。</p> <p>2 一般施策へ移行して実施する事業についても財政支援を継続すること。</p>	<p>1 国は、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針において、復興・創生期間後においても、復興の進捗状況を踏まえながら、全国の地方公共団体等からの応援職員の確保や被災地方公共団体における任期付職員の採用など、必要な人材確保に係る支援を継続するとしております。</p> <p>県としては、国等に対し人的支援の総合的な調整について取組を継続するよう要望しており、引き続き、被災市町村が復興事業完了後の体制へ円滑に移行できるよう支援してまいります。</p> <p>また、「復興・創生期間」後における必要な事業及び制度の継続のため、復興施策の進捗状況や被災地の意見等を踏まえ、復興が完了するまで所要の財源確保を図るよう国に対し要望しています。(B)</p> <p>2 県では、「復興・創生期間」後も、被災地方公共団体において、被災地の変化するニーズに柔軟に対応できるよう、復興交付金の効果促進事業に代わる自由度の高い財政措置の継続を国に対し要望しています。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B : 2

8月24日	<p>9 国に対する要望の強化について（9）宮古盛岡横断道路の国土交通大臣管理の指定区間編入について</p> <p>度重なる災害からの復興・発展に向けた取り組み、地域課題の解決に向けた取り組みを進めるため、次の事項について、県が主導的、積極的に国に対する働きかけを行うよう要望します。</p> <p>（9）宮古盛岡横断道路の国土交通大臣管理の指定区間編入について</p> <p>災害時の緊急体制やきめ細かな道路管理体制を整えるために、国道13号、国道46号と併せて、東北地方の連携・交流の骨格となる格子状骨格道路として、国で一体的に管理すべく、以下のとおり要望します。</p> <p>1 宮古盛岡横断道路の国土交通大臣管理の指定区間編入について国に強く働きかけること。</p>	<p>三陸沿岸地域の早期復興のためには、高規格幹線道路や地域高規格道路による三陸沿岸の縦貫軸及び宮古盛岡横断道路等の内陸と沿岸を結ぶ横断軸で構成される道路ネットワークの構築が必要不可欠であると考えています。</p> <p>一般国道106号を指定区間に編入し、東北地方の連携・交流の骨格となる格子状骨格道路として、国で一体的に管理することについて国に対し強く働きかけているところです。（B）</p>	沿岸広域 振興局	宮古土木セ ンター	B：1
-------	--	--	-------------	--------------	-----

8月24日	<p>9 国に対する要望の強化について  (10) 河川の適切な維持管理のための財源措置について  度重なる災害からの復興・発展に向けた取り組み、地域課題の解決に向けた取り組みを進めるため、次の事項について、県が主導的、積極的に国に対する働きかけを行うよう要望します。</p> <p>(10) 河川の適切な維持管理のための財源措置について  市が管理する河川の適切な維持管理や、近年多発する豪雨等災害に備えた防災減災事業を確実に実施するため、以下のとおり要望します。</p> <p>1 防災・安全交付金等による財政措置の拡充について引き続き国に働きかけること。</p>	<p>県では、河川内の堆積土砂や立ち木の除去について、年次計画等に基づき計画的に実施しているところですが、平成28年8月の台風第10号災害や令和元年10月の台風第19号災害など、近年全国各地で豪雨災害が発生しており、災害の予防的措置として、その重要性は増しているものと認識しています。</p> <p>このため、県では、大規模な洪水発生時に大量に堆積した河道の土砂撤去など、緊急に対応すべき防災・減災対策に資する事業について、防災・安全交付金等による財政措置の継続を国に対し要望しているところであり、今後も機会を捉えて働きかけていきます。(A)</p>	沿岸広域振興局	宮古土木センター	A : 1
8月24日	<p>9 国に対する要望の強化について  (11) 国土調査関係予算の確保について  度重なる災害からの復興・発展に向けた取り組み、地域課題の解決に向けた取り組みを進めるため、次の事項について、県が主導的、積極的に国に対する働きかけを行うよう要望します。</p> <p>(11) 国土調査関係予算の確保について  地籍調査事業推進のため、以下のとおり国に働きかけるよう要望いたします。</p> <p>1 財源について十分な確保を行うこと。  2 災害に備え、財源を優先的に確保すること。</p>	<p>地籍調査事業は、公共事業の工期短縮や用地取得に係るコストの縮減などの効果があり、とりわけ近年は東日本大震災津波や頻発する豪雨災害からの復旧に当たり、正確な境界復元が可能になるなど、その重要性が改めて認識されております。</p> <p>このような中、国では、地籍調査の円滑化・迅速化等を図るため、令和2年度から十箇年の事業量を示した第7次国土調査事業十箇年計画を本年5月に閣議決定したところです。</p> <p>県では、第7次国土調査事業十箇年計画を確実に推進するため、市町村からの要望に応え得る予算の確保に向け、令和2年6月に県から国に対し要望を行っております。</p> <p>今後も、市町村及び岩手県国土調査推進協議会等の関係機関とも連携しながら、国に対して必要な予算の確保を要望していきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	農林部	B : 1

<p>8月24日</p>	<p>9 国に対する要望の強化について  (12) 新型コロナウイルス感染症対策に係る自治体負担に対する適切な財政措置について  度重なる災害からの復興・発展に向けた取り組み、地域課題の解決に向けた取り組みを進めるため、次の事項について、県が主導的、積極的に国に対する働きかけを行うよう要望します。</p> <p>(12) 新型コロナウイルス感染症対策に係る自治体負担に対する適切な財政措置について  新型コロナウイルス感染症対策に要する費用の自治体負担の軽減を図るため、以下のとおり国に働きかけるよう要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の大幅増額及び経済が回復するまでの切れ目ない支援を図ること。</li> <li>2 地方交付税の配分前倒しを行うこと。</li> <li>3 減収補てん債の対象税目を拡充すること。</li> </ol>	<p>1 感染拡大傾向を踏まえ、各都道府県でこれ以上の感染拡大を食い止めるよう取り組んでいるところであり、全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部が令和2年11月5日に行った「新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言」においては、交付金の増額及び弾力的運用並びに来年度以降の継続について国に求めているところであり、さらに県が令和2年11月17日に行った「新型コロナウイルス感染症対策及び令和3年度政府予算等に関する提言・要望」においても同様の趣旨の要望を行ったところです。</p> <p>この結果、令和2年12月8日に閣議決定された「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」において、国の第3次補正予算における交付金の拡充（1.5兆円）が盛り込まれ、令和3年2月2日には第3次補正予算に係る地方単独事業分について交付限度額の通知があったところです。</p> <p>また県では、より現場に近い市町村が、地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、令和2年度一般会計補正予算（第4号）において、総額20億円の「新型コロナウイルス感染症対策市町村総合支援事業費補助」を創設したところです。</p> <p>今後においても、市町村との連携を密にしながら、各市町村が地域の実情に即した施策を講じられるよう、必要に応じて国に要望していきます。（B）</p> <p>2 自治体の資金不足への対応については、当面の資金繰り支援として、地方税の徴収猶予に伴う減収に対して資金手当てのための地方債の発行が可能とされたほか、地方債の早期発行を可能とするため9月臨時協議が実施されたところです。（A）</p> <p>3 減収補てん債の対象税目の拡充について、全国知事会では、地方消費税を対象に追加することを国に提言したところであり、国においては、2020年度に限り、地方消費税、軽油引取税、不動産取得税、たばこ税、ゴルフ場利用税、地方揮発油譲与税、航空機燃料譲与税の7税目を対象に追加することとしたところです。（A）</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>A：2、 B：1</p>
--------------	---	---	----------------	--------------	---------------------